

(令和 6 年 3 月 29 日改訂)

「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査要領

1 調査の目的

本調査は、平成 30 年 12 月に策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画」(以下、建設職人基本法大分県計画)に基づき、一つの工事の中における全ての契約において労務費、法定福利費、安全衛生経費等の各種経費や工期が適切に確保されているかを把握することで、建設工事従事者の処遇改善及び地位向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

対象工事は、大分県土木建築部が発注する予定価格 4,000 万円以上の土木一式工事及び予定価格 7,000 万円以上の建築一式工事の中から抽出する。

なお、抽出の対象となる工事には、特記仕様書に調査対象であることを明示する。

3 調査方法

(1) 調査項目

本調査は以下の項目に対して実施する。

- ①元請及び全ての下請契約における、契約上の「労務費」「法定福利費」「安全衛生経費」の関係(下請契約における上記各経費の行き渡りの確認)
- ②現場で作業した人数と契約上の労務費、法定福利費との関係(実際に従事した作業員への賃金等と契約上の経費との関係の確認)

※本調査の対象となる法定福利費は企業負担分とする。(個人負担分の法定福利費は労務費の中に含まれるとする)

(2) 調査相手

本調査は、対象工事における元請業者及び全ての下請業者(以下、対象業者)を対象に実施する。

(3) 調査者

本調査の実施者は、対象工事の監督員、土木建築企画課及び建設政策課担当とする。

(4) 調査時期

本調査では、工事期間中調査及び工事完成時調査を行うこととする。

1) 工事期間中調査

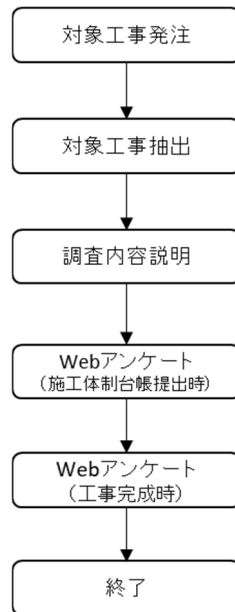
工事期間中調査とは、元請、下請間の各契約における労務費、法定福利費、安全衛生経費の積み上げの考え方や工期の設定等について、下請契約締結後の施工体制台帳提出時(変更契約時は含まない)に、web アンケートにより調査を行うものである。

2) 工事完成時調査

工事完成時調査とは、対象工事の最終契約に対して、元請・下請間の労務費、法定福利費の契約上の行き渡り及び各契約と工事に従事した作業員の員数から推定される労務費、法定福利費との関係等について、工事完成時に、web アンケートにより調査するものである。

4 調査の流れ

本調査は、下記のフローに沿って実施する。



(1) 抽出の対象となる工事における特記仕様書への記載

通知日以降に起案する予定価格 4,000 万円以上の土木一式工事及び予定価格 7,000 万円以上の建築一式工事の特記仕様書に、別紙特記仕様書記載例を参考に本調査の対象工事であることを明記する。

(2) 対象工事の抽出

特記仕様書に記載された工事の中から、各土木事務所を対象工事を抽出する。抽出完了後、工事の監督員は速やかに受注者に対象工事である旨を通知する。

なお、各土木事務所は、抽出結果を建設政策課に報告するものとする。

(3) 調査内容説明

対象工事が決定し次第、受注者に対し、土木事務所にて調査内容の詳細な説明を行う。

(4) 工事期間中調査

元請、各下請の現場代理人または主任技術者は、施工体制台帳の提出後 2 週間以内（変更契約時は含まない）に、主に下記の内容について、web アンケートにて回答する。元請は、主要な下請契約に関して、1 度のみ回答するものとする。監督員は、施工体制台帳を基に、web アンケートの回答漏れや不備、下請契約金額に誤りがないか等について確認する。

- ① 工事費、労務費相当額、法定福利費企業相当額、安全衛生経費相当額
- ② 法定福利費等を内訳明示した見積書の活用状況
- ③ 各種経費が適正に契約されているか 等

(5) 完成時調査

元請、各下請の現場代理人または主任技術者は、工事検査までに、主に下記の内容について、web アンケートにて回答する。元請は、主要な下請契約に関して、回答するものとする。監督員は、最終の施工体制台帳を基に、web アンケートの回答漏れや不備、最終下請契約金額に誤りがないか等について確認する。なお、各土木事務所は、調査完了を、建設政策課に報告するものとする。

- ① 最終の工事費、労務費相当額、法定福利費企業相当額、安全衛生経費相当額
- ② 工事に従事した作業員の延べ人数
- ③ 下請契約の変更の有無 等

(6) 完成時調査の確認

建設政策課は、web アンケートの結果から、下記の事項を確認する。

- ① 対象工事において支出される労務費、法定福利費と契約上計上されている労務費、法定福利費との比較

当該工事に従事した作業員に支払われるべき労務費、法定福利費と契約上計上している労務費、法定福利費を下記により比較する。

作業員に支払われるべき労務費の合計額を web アンケートから集計された作業員の延べ人数に普通作業員の日額設計労務単価を乗じて推定するとともに、その合計額に 0.15^{*}を乗じて法定福利費を推定する。それらの推定値と契約上計上している金額を比較する。

附則（令和元年 9 月 27 日）

令和元年 10 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 6 年 3 月 29 日）

令和 6 年 4 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

ただし、適用日以前の工事についても、受発注者協議により適用できるものとする。

【特記仕様書記載例】

本工事は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画」に基づき、安全衛生経費、労務費、法定福利費等の各種経費や工期が適切に確保されているかを把握するために実施する実態調査の抽出対象工事である。

調査対象工事の決定の有無については、受注後、監督員から通知するが、対象工事となった場合は調査に協力すること。

なお、調査の詳細については、別添「「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査要領」を参照のこと。

※「建設職人基本法」大分県計画に基づく実態調査要領は、大分県ホームページ内 (<https://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/keikaku.html>) に掲載している。